

平成 31 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	18	事業所
年間総給水量	14,335,854	立方メートル
うちろ過水量	5,819,400	立方メートル
一日平均給水量	39,169	立方メートル
うちろ過水量	15,900	立方メートル

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
第一北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	879,720 千円	浄水場工事等

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 工業用水道事業収益	1,059,931 千円
第 1 項 営業収益	917,708 千円
第 2 項 財務収益	38 千円
第 3 項 事業外収益	142,185 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	940,132 千円
第1項 営業費用	892,577 千円
第2項 財務費用	47,010 千円
第3項 事業外費用	45 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 316,112 千円は、過年度分損益勘定留保資金 201,064 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115,048 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,378,080 千円
第1項 企業債	1,377,600 千円
第2項 雑収入	480 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,694,192 千円
第1項 建設費	879,720 千円
第2項 改良費	498,601 千円
第3項 企業債償還金	267,298 千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	48,573 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第一北上中部工業用水道浄水場建設他工事	平成 31 年度から平成 34 年度まで	7,903,000 千円
第二北上中部工業用水道送水管更新工事	平成 31 年度から平成 32 年度まで	72,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,377,600千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、1,378,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 191,317千円

（2）交際費 50千円

（他会計からの補助金）

第10条 第二北上中部工業用水道における金ヶ崎ろ過施設（第二期）の維持のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,137千円である。

平成31年2月13日提出

岩手県知事 達 増 拓 也